

日曜大工で発生した建築廃材の処分について

建築廃材のうち、屋根材、外壁材、内壁材、天井材、床材、断熱材など石綿（アスベスト）含有している恐れのあるもの

事前調査が必要です

建物の補修・改造・解体工事を行う際は、石綿（アスベスト）の事前調査が必要です。建物の建築時期、構造、規模にかかわらず、すべての建物が調査の対象となります。

日曜大工で発生した建築廃材は搬入するときに、大気汚染防止法に基づく事前調査結果の写しを提出してください。

ただし、木材、金属、石、ガラス等のみで構成され、石綿が含まれていないことが一目で明らかなものは、事前調査は不要です。

○工事を業者に発注する場合

・受注業者が事前調査を行います。発注者は事前調査に係る費用負担が必要です。

○所有者自らが施工する場合（日曜大工、DIY）

・事前調査を行うことができる専門家に、有料で事前調査を依頼してください。
・令和5年10月1日から資格者（建築物石綿含有建材調査者）による調査が義務付けられます。

※以下の作業については、事前調査を行う必要はありません。

（ア）除去等を行う材料が、木材、金属、石、ガラス等のみで構成されているもの、畳、電球等の石綿等が含まれていないことが明らかなものであって、手作業や電動ドライバー等の電動工具により容易に取り外すことが可能又はボルト、ナット等の固定具を取り外すことで除去又は取り外しが可能である等、当該材料の除去等を行う時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業。

（イ）釘を打って固定する、又は刺さっている釘を抜く等、材料に、石綿が飛散する可能性がほとんどないと考えられる極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業。なお、電動工具等を用いて、石綿等が使用されている可能性がある壁面等に穴を開ける作業は、これには該当せず、事前調査を行う必要があること。

持ち込むときには飛散防止対策を行ってください

石綿が飛散するのを防ぐため、透明または半透明のビニール袋等で二重に包み、袋の口をテープ等でしっかり封をしてから、搬入してください。

但し、調査の結果、石綿が含有していないものについては、飛散防止対策は不要です。

大気汚染防止法の改正について

令和2年に大気汚染防止法が改正され、従来の吹付け石綿、石綿含有保温材等に加え、令和3年4月1日から新たに石綿含有成形板等を含む、すべての石綿含有建材の飛散防止対策が強化され、一般住宅の工事を行う際にも、事前に石綿含有の有無を調査することが義務付けられました。

なお、石綿含有成形板等は、通常の状態では石綿が飛散する恐れはありませんが、セメント等と石綿が混ぜて固められており、見た目では石綿含有の有無を判断することは非常に困難なため、石綿の事前調査を行わずに、石綿が含まれている可能性のある建材の切断、破碎などを行わないよう注意してください。

※建築業者等の工事に伴う建築廃材は産業廃棄物となりますので、業者が処分しなければなりません。

